

「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組方針

大井川農業協同組合

当ＪＡの「経営者保証に関するガイドライン」にかかる具体的な取り組み

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨を踏まえ、経営者保証を求めない融資の可能性について、取引先の意向を踏まえたうえで検討いたします。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、経営者保証の提供について理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明いたします。
- (2) 保証金額の設定については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、取引先の資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的に説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結果について丁寧かつ具体的に説明を行います。また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、真摯かつ柔軟に対応することとし、保証契約解除についての意向を踏まえたうえで検討いたします。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、保証債務履行時における保証人の保証履行能力等を十分に勘案したうえで対応させていただきます。

以上